

芦屋港プレジャーボート係留施設専門分科会

第 1 回会議検討資料

[係留隻数に関する検討資料]

目 次

今回の検討内容	1
1. 新係留船舶数を基にした予想利用船舶数の算定	2
(1) 不法係留船の確認	2
1) 不法係留船隻数の状況整理	2
2) 不法係留船隻数の将来見込み	3
3) 不法係留船隻数における船艇長整理	4
(2) 意向調査結果を基にした芦屋港 PB 係留施設予想利用隻数の算定	5
(3) 他施設から芦屋港 PB 係留施設に移動する隻数の検討	6
1) 福井港九頭竜川ボートパークにおける圏外利用者の整理	6
2) 福井港九頭竜川ボートパークの事例から判断した 芦屋港 PB 係留施設の予想圏外利用者数	6
(4) 芦屋港 PB 係留施設の予想利用者総数の算定	7

第1回プレジャーボート（PB）係留施設専門分科会における検討資料内容

1. 新係留船舶数を基にした芦屋港 PB 利用隻数の検討

「遠賀川河口域における船舶数の推移（国管理区間＋県管理区間）」の資料では、平成 29 年における船舶数は 200 隻となっている。これらの係留船所有者を対象にした意向調査を基に、芦屋港にて整備される係留施設の予想利用船艇数の算定を行った。

1. 新係留船舶数を基にした予想利用船舶数の算定

(1) 不法係留船の確認

1) 不法係留船隻数の状況整理

遠賀川河口域周辺には、平成 13 年頃には 843 隻の不法係留船が確認されていた。その後、不法係留船対策等を実施したことにより、その数は減少傾向となり平成 27 年度には 262 隻にまで減少していた。平成 28 年 9 月には 227 隻、平成 29 年 9 月に実施した最新の調査結果では、遠賀川河口域における不法係留船舶数は 200 隻にまで減少している。

平成 29 年 9 月調査における不法係留船の係留河川及び管理状況を下記に示す。〈下表参照〉

表 1 平成 29 年 9 月調査における遠賀川河口域における不法係留船状況

河川名 管理機関	西 川	遠 賀 川 汐 入 川	江 川	小 計
国管理隻数	135 隻	55 隻		190 隻
県管理隻数			10 隻	10 隻
総 数	135 隻	55 隻	10 隻	200 隻

※200 隻のうち、事実上、使うことのできない廃船・沈船は 17 隻 (8.5%)

平成 28 年 9 月における不法係留船の所有者居住地域を下記に示す。〈下表参照〉

表 2 不法係留船所有者の居住地域状況 (平成 28 年 9 月)

		隻数 (隻)	割合 (%)
北九州市		89	42.5
北九州市 市内内訳	八幡西区	53	25.1
	若松区	15	7.1
	八幡東区	10	4.7
	小倉南区	4	1.9
	戸畑区	2	0.9
	小倉北区	3	1.4
	門司区	2	0.9
芦屋町		28	13.3
遠賀町		9	4.3
岡垣町		15	7.1
中間市		14	6.6
直方市		5	2.4
水巻町		13	6.2
宗像市		8	3.8
その他		30	14.2
合 計		211	100.0

※所有者非特定が 16 隻あったため、所有者確定隻数は 211 隻。

2) 不法係留船隻数の将来見込み

遠賀川河口域周辺における不法係留船隻数は年々減少傾向にある。今後、芦屋港にボートパークを整備するにあたっては、整備規模を把握するため、不法係留船隻数の減少傾向とボートパークの整備時期を見込む必要がある。

芦屋港におけるボートパークは、現時点では平成 32 年頃の整備が予定されているため、不法係留船隻数の予測年次は平成 32 年度とする。

不法係留船隻数の予測にあたっては、係留船隻数全体の減少トレンドから予測する場合（図 1）と、減少数のトレンドから予測する場合（図 2）の 2 通りについて検討した。その結果、係留船隻数全体の減少トレンドで予測すると、将来の係留船隻数が大きく減少する見込みとなり、現実的でないことから、減少数のトレンドから将来予測する方法を採用した。

不法係留船隻数の減少数のトレンドから将来予測したところ、平成 32 年度において 153 隻となった（図 3, 4）。ただし、廃船・沈船の割合（8.5%）を考慮すると、実質的には 140 隻となった。

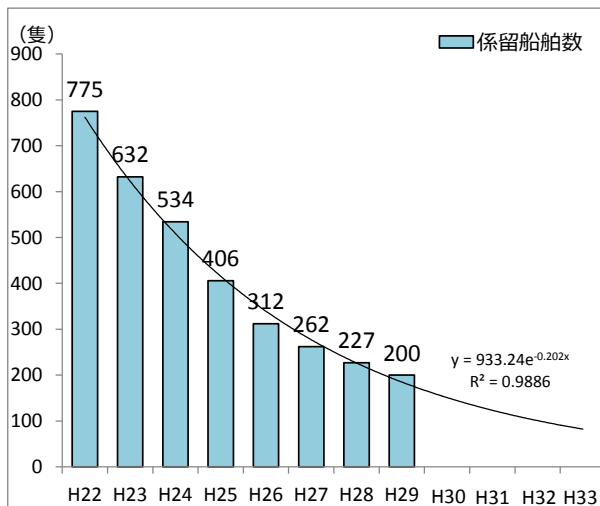


図 1 不法係留船隻数の推移と予測線

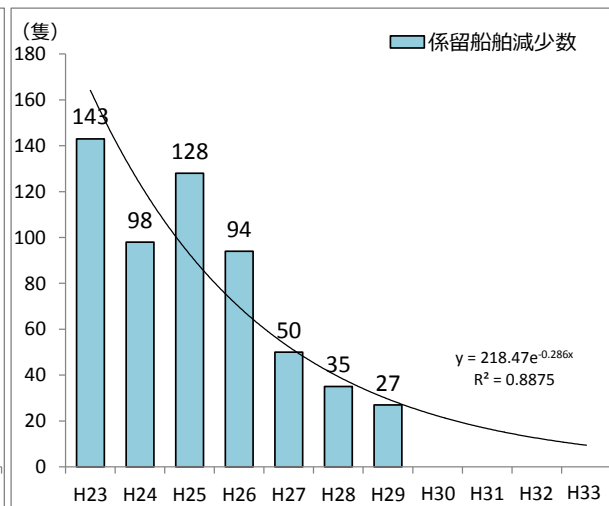


図 2 不法係留船減少数の推移と予測線

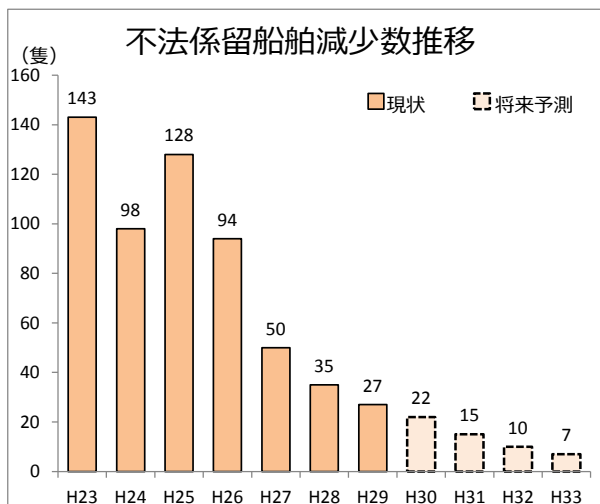


図 3 不法係留船減少数の予測

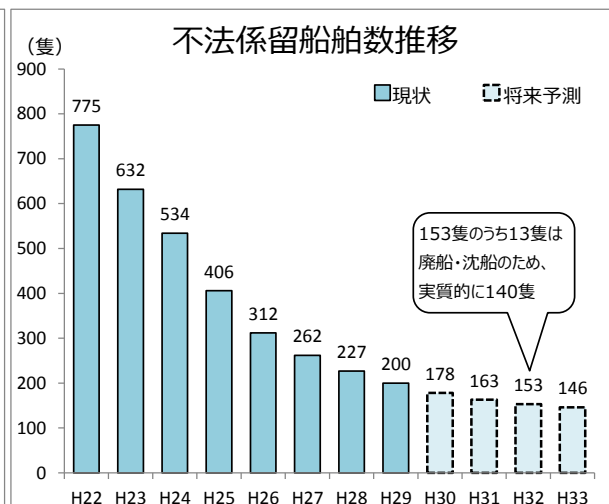


図 4 不法係留船線の将来予測

3) 不法係留船隻数における船艇長整理

最新の調査結果では不法係留船の船艇長が不明であるため、平成 27 年度の調査結果における船艇長の割合を参考に今回調査に対する船艇長別隻数を算定した。なお、不明隻数においては、各船艇長隻数の割合を基に案分した。＜下表参照＞

表 3 不法係留船の船艇長別隻数

不法係留船の 船艇長区分	平成 27 年度		平成 32 年度	
	隻数	割合①	推定隻数② (140×①)	修正推定隻数③ (不明 15 隻を各区分に案分)
7.5m未満	177 隻	67.6%	95 隻	102 隻
7.5m以上 9.0m未満	36 隻	13.7%	19 隻	20 隻
9.0m以上	32 隻	12.2%	17 隻	18 隻
不明	17 隻	6.5%	9 隻	
合 計	262 隻	100.0%	140 隻	140 隻

※修正推定隻数③の計算方法は下記の通りである。

$$102 \text{ 隻} = 95 + 9 \times 177 / (177 + 36 + 32)$$

$$20 \text{ 隻} = 19 + 9 \times 36 / (177 + 36 + 32)$$

$$18 \text{ 隻} = 17 + 9 \times 32 / (177 + 36 + 32)$$

(2) 意向調査結果を基にした芦屋港 PB 係留施設予想利用隻数の算定

上記の不法係留船数と、それら不法係留船所有者を対象に実施された意向調査結果（平成 29 年度実施）を基に、遠賀川河口周辺に移動を希望されている方々を芦屋港 PB 希望者と仮定した。その予想利用隻数は下記の通りと推計される。

予想利用隻数（最大値）：119 隻（=140 隻×85.5%）・・・「I」

予想利用隻数（最小値）：95 隻（=140 隻×68.4%）・・・「II」

◆予想利用隻数（最大値）【119 隻】の根拠

予想利用者数（最大値）で用いた「85.5%」に関しては、下記の①と②を乗じた値である。算定方法に関しては、アンケートの設定で船の移動先を「北九州市方面」「津崎方面」「その他」と回答した方々については、それらの地域にプレジャーボードの空きがないことから、船を芦屋港に移動する可能性が高いと想定した結果である。

◆予想利用隻数（最小値）【95 隻】の根拠

予想利用隻数（最小値）で用いた「68.4%」に関しては、下記の①と②と③を乗じた値である。これは、意向調査結果を基に算出した芦屋港に移動する割合を上記最大値に乗じた値である。

【重点的撤去区域に指定された船を移動する割合 ⇒ 95.0%】・・・①

【船を移動する場合、これから移動先を探す割合 ⇒ 90.0%】・・・②

【これから移動先を探す場合、遠賀川河口付近を希望する割合 ⇒ 80.0%】・・・③

(参考資料 p.1～2 参照)

(3) 他施設から芦屋港 PB 係留施設に移動する隻数の検討

1) 福井港九頭竜川ボートパークにおける圏外利用者の整理

福井港九頭竜川ボートパーク（以下、九頭竜川 BP と記載）における総保管可能隻数と、平成 27 年 4 月末時点での利用者数、さらには中京圏と石川県から当施設を利用している隻数とその割合を下記に示す（石川県は数隻とのことなので 5 隻と仮定）。

表 4 九頭竜川 BP の総可能隻数と利用者数並びに中京圏からの利用者数とその割合

	総保管可能 隻数	利用者数 (平成 27 年 4 月末)	他県、地圏域からの利用数と割合		
			中京圏	石川県	総数
総数	377 隻 (水面：90) (陸上：230)	281 隻 (水面：77) (陸上：204)	40 隻 (14.2%) (40/281)	5 隻 (1.8%) (5/281)	45 隻 割合：16% (45/281)

■ 中京圏からの利用者が存在している理由

上表が示す通り、中京圏と石川県を合わせて利用者数 281 隻に対し約 16%の利用者が存在する。このことにおいて現地ヒアリング調査結果では、下記の 4 つの理由により九頭竜川 BP の施設を利用していると判断している。

- 九頭竜川 BP 近くの沖に、良好な漁場が存在している。
- 中京圏のボートパークは、釣り場へ出るまで 1~2 時間を要するが、九頭竜川 BP の場合、BP 近くの沖にて釣りが可能である。
- 中京圏のボートパークに対し九頭竜川 BP は利用料金が安価である。
- 東海自動車道や北陸自動車道等の開通によりアクセス環境が向上した。

2) 福井港九頭竜川ボートパークの事例から判断した芦屋港 PB 係留施設の予想圏外利用者数

九頭竜川 BP の事例を踏まえると、他県や他圏域からの利用者数は現利用者数の約 16%に相当すると判断できると。この値を芦屋港 PB 係留施設に適応させると、他県や他圏域からの下記の利用者数が予想される。

✚ ケース 1：予想利用隻数（最大値 119 隻）から判断した場合

他県や他圏域からの予想利用者数：22 隻・・・「Ⅲ」

【算出方法】

芦屋港における他県や他圏域からの予想利用者数（転換量）を X とした場合

$$\text{最大値 (119 隻) の場合} \Rightarrow X / (119 + X) = 16\% \quad \underline{X=22}$$

なお、近隣施設（脇田フィッシャリーナ、津屋崎ヨットハーバー等）にヒアリングした結果、「地元以外の人利用や問い合わせは少なくない。」という回答を得たため、他圏域からの予想利用者数 22 隻の可能性はあると考えられる。

(4) 芦屋港 PB 係留施設の予想利用者総数の算定

これまでの整理・検討内容を踏まえると、芦屋港 PB の予想利用者総数には、条件などを考慮し、予想数に幅を持たせることが適切であると判断できる。中でも、県外や圏域外からの利用者数においては、利用料金やプレジャーボートの利用者数の減少と高齢化の問題、そして良好な漁場の存在（参考資料 p.3～6 参照）を積極的に宣伝広報活動するなど、今まで以上の努力が必要であると考ええる。

このため、今後の社会情勢や漁場状況等によっては、県外や圏域外からの利用者の移動や獲得が難しく、その利用者数を加算できないと推測される。

これらのことを踏まえ、芦屋港 PB 係留施設における予想利用者数は下記のようにになると判断した。

なお、当検討における芦屋港 PB 係留施設における最大隻数は、前項より 141 隻と仮定する。

表 5 芦屋港 PB 係留施設におけるケース別予想利用者数

	ケース 1： 利用者数最大値	ケース 2： 利用者数平均	ケース 3： 利用者数最小値
条 件	近郊利用者に加え、積極的な宣伝広報等により、県外や圏域外からの利用者獲得に成功。	近郊利用者で推測される平均的な利用隻数	積極的な宣伝広報活動でも、県外や圏域外からの利用者が獲得できず。加えて、近郊利用も高齢化等で減少。
予想利用者数	119 隻 (P5 の「I」)	119 隻 (P5 の「I」)	95 隻 (P5 の「II」)
予想圏外利用者数	22 隻 (P6 の「III」)	0 隻	0 隻
予想総利用者数	141 隻	119 隻	95 隻